

# 豊中市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、本市が実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

## (事業の目的)

**第2条** 本事業は、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

## (実施機関)

**第3条** 本事業を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、豊中市とする。

2 本事業は、適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者に委託することができる。

3 前項の事業者は次に定める要件をすべて満たすこととする。

(1) 次のいずれかに該当する事業所

- ① 介護保険法に基づく訪問介護または訪問看護の指定を受けている事業所
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
- ③ 児童福祉法に基づく居宅訪問型認可外保育施設の届出をしている事業所

(2) 上記事業所を本市内に有し、当該事業所での事業開始から3年以上の実績がある事業所

## (対象世帯)

**第4条** 対象世帯は、本市に居住し、18歳未満のこども（以下「児童」という。）を養育し、かつ(1)(2)の要件のいずれにも該当し、市長が必要と認める家庭とする。

(1) 次のいずれかに該当し、児童の生活環境の改善を図るために、市長が訪問による支援が必要と認める家庭

- (ア) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (イ) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭、児童が保護者に代わり日常的かつ長期的に家事や家族の世話等を担っている家庭等、支援が必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (ウ) その他、特に支援が必要と認める家庭

(2) 介護保険や障害福祉サービスなどの公的制度（以下「公的制度」という。）による家事・育児支援が利用対象外の家庭または公的制度では第2条の目的が達成できない家庭、または公的制度利用開始までの間に一時的な援助が必要な家庭

## (事業の内容)

**第5条** 訪問支援員を対象世帯の居宅に派遣し、次の支援を行う。但し、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

- (1) 家事援助
    - (ア) 食事の準備及び片付け
    - (イ) 住居等の清掃及び整理整頓
    - (ウ) 衣類等の洗濯及び補修
    - (エ) 生活必需品の買物
    - (オ) その他、日常的な家事に関して特に必要と認められるもの
  - (2) 育児支援
    - (ア) 授乳・食事の世話
    - (イ) おむつ交換、排せつの介助
    - (ウ) 衣服の着脱
    - (エ) 入浴（もく浴）の介助
    - (オ) 保育所等の送迎
    - (オ) その他、日常的な育児に関して特に必要と認められるもの
  - (3) (1)(2)の実施及びそれらに係る連絡を取る中で必要に応じて保護者の子育て不安や悩みの傾聴、相談、助言、子育て関連情報の提供等を行うとともに、養育環境等家庭の様子を把握し市へ報告すること
- 2 支援は、原則、保護者の在宅時に行う。但し、保育所等の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。
- 3 1回に派遣する訪問支援員は原則1人とする。但し、訪問支援員又は支援対象児童の安全確保のために不可欠であり緊急やむを得ないと市長が認める場合に限り2人体制での派遣を認める。

#### (訪問支援員の要件)

**第6条** 本事業を行う訪問支援員は、次の第1及び2号の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
  - (ア) 介護福祉士、社会福祉士、看護師、保育士、幼稚園教諭
  - (イ) 介護職員実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員養成研修1級、2級または3級修了者
  - (ウ) 障害者居宅介護職員初任者研修修了者、障害者居宅介護従業者基礎研修、障害者居宅介護従業者養成研修1級、2級または3級修了者
  - (エ) 子育て支援員研修修了者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
  - (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (イ) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並に児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

#### (利用手続及び決定等)

- 第7条** 本事業を利用しようとする者は、利用申込書（様式第1号）を市長に提出する。
- 2 市長は、利用の可否及び内容等を決定し、当該申込者に利用決定通知書（様式第2号）により通知する。なお、利用の内容等を変更した時は当該利用者に利用変更決定通知書（様式第3号）により通知する。
- 3 市長は、当該利用者が第4条に定める要件を欠くとき又は偽りその他不正な手段により事業を利用したときその他市長が不適当と認めるときは利用を停止し、当該利用者に利用停止通知書（様式第4号）により通知する。
- 4 その他市長が必要と認める場合は、第1項及び第2項に規定する利用手続きを経ることなく、利用決定等を行うことができる。

**(利用時間及び期間等)**

- 第8条** 本事業を利用できる時間は、午前8時から午後7時までとし、1日あたり2時間まで、1週間あたり概ね2日までとする。但し、緊急かつやむを得ない事由があると市長が認める場合はこの限りではない。

**(利用者負担額等)**

- 第9条** 本事業の利用者負担額は次のとおりとする。但し、初回利用日から3か月間は以下にかかわらず無料とする。

世帯区分	利用者負担額 (訪問支援員1人の時間あたり)
生活保護世帯	
市民税非課税世帯	0円
市民税所得割課税額77,101円未満の世帯（年収360万円未満相当）	
その他の世帯	300円

- 2 訪問支援員を複数派遣する場合は上記金額に支援員数を乗じた額とする。
- 3 前2項とは別に、生活必需品の買い物にかかる費用や、送迎支援に係る交通費等の実費については利用者が負担する。
- 4 前3項の費用は、利用者が実施機関の請求に基づき支払わなければならない。

**(補則)**

- 第10条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

**附則**

この要綱は、令和5年(2023年)7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年(2025年)12月26日から施行する。

(様式第1号)

## 豊中市子育て世帯訪問支援事業利用申込書

年 月 日

豊中市長あて

申込者 氏名

住所

電話番号

標記事業を利用したいので次のとおり申込みます。

また、申込みにあたり以下のこととに同意します。

- ・私及び私の世帯の市民税課税台帳等税務関係資料を閲覧・照会すること
- ・この事業を委託する事業者に必要な情報（この申込書、サポートプラン内容等）を提供すること
- ・必要に応じて利用状況を市関係部局及び関係機関と共有すること

支援対象児童	ふりがな 氏名	生年月日	年齢	学年	備考

保護者	ふりがな 氏名		続柄		生年月日	年 月 日
	住所	年 齡				
	電話		緊急連絡先			
他の同居家族	続柄	氏名	年 齡		備考	

申請理由			
	種類（希望内容に□）	内 容	回数等
希望する支援	<input type="checkbox"/> 家事支援		( ) 時間／回
			( ) 回／日
	<input type="checkbox"/> 育児支援		( ) 日／週

### ＜添付書類（市記入欄）＞

生活保護受給世帯の場合は被保護証明書

サポートプラン

## 豊中市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

年 月 日付で申込みがありました豊中市子育て世帯訪問支援事業の利用については、豊中市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。なお、利用期間については同実施要綱第7条第3項の規定によるものとします。

支援対象児童	ふりがな 氏名	年齢	学年	
保護者	ふりがな 氏名	続柄		
	住所			
提供する支援	種類	内 容		
	<input type="checkbox"/> 家事支援			
	<input type="checkbox"/> 育児支援			
回数等	1日あたり	( )回まで、( )時間まで		
	1週あたり	( )日まで		
利用料	1時間あたり ( <input type="checkbox"/> 300円 <input type="checkbox"/> 0円 ) ※ 但し初回利用日から3か月間は無料	※ 生活必需品の買物や交通費等の実費については、左記費用とは別に各家庭が負担してください。 ※ 左記は初年度の利用料です。 これ以降は世帯の市民税課税台帳等税務関係資料に基づき決定します。		
	利用 No.			

&lt;問合せ先&gt;

豊中市こども未来部 はぐくみセンター こども支援課

電話 6852-5422

## 豊中市子育て世帯訪問支援事業利用変更決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

年 月 日付で決定しました内容について変更しましたので、豊中市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条第3項の規定により通知します。

&lt;変更事項に☑、変更事項のみ記載&gt;

□	支援対象児童	ふりがな 氏名		
□	保護者	ふりがな 氏名		続柄
		住所		
□	提供する支援	種類	内 容	
		□ 家事支援		
		□ 育児支援		
□	回数等	1日あたり	( )回まで、( )時間まで	
		1週あたり	( )日まで	
□	利用料	1時間あたり ( <input type="checkbox"/> 300円 <input type="checkbox"/> 0円 )	※ 生活必需品の買物や交通費等の実費については、 左記費用とは別に各家庭が負担してください。 ※ 左記は当年度の利用料です。 これ以降は世帯の市民税課税台帳等税務関係資料 に基づき決定します。	
			利用 No.	

&lt;問合せ先&gt;

豊中市こども未来部 はぐくみセンター こども支援課  
 電話 6852-5422

豊中市子育て世帯訪問支援事業利用停止通知書

年 月 日

様

豊中市長

年 月 日付で決定しました豊中市子育て世帯訪問支援事業の利用については、豊中市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条第3項の規定により停止しましたので通知します。

停止日	
理由	

(教示) 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する議決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する議決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

＜問合わせ先＞

豊中市こども未来部 はぐくみセンター こども支援課  
電話 6852-5422